

横浜市立上矢部小学校 PTA 規約

卒業まで要保存

横浜市立上矢部小学校 PTA

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務局)

本会は、横浜市立上矢部小学校 PTA と称し、事務局を横浜市立上矢部小学校内におく。

第2条 (目的)

本会は、父母と教職員が協力して児童の心身の健全な発達を促し、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校教育の理解と協力を努める。
2. 学校の教育環境の改善と充実を図る。
3. 会員相互の教養を高め、親睦を図る。

第4条 (方針)

本会は、次の方針に従って活動する。

1. 児童・青少年の育成に必要な場合は、他の団体・機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とした行為は行わない。
3. 必要により他の助言や指導は受けるが、干渉は受けない。
4. 学校の人事、その他管理に干渉しない。

第5条 (会員)

本会は、横浜市立上矢部小学校に現に在籍する児童の父母、またはそれにかかわる保護者(以下、父母という)および同校に現に勤務する教職員をもって会員とする。

第6条 (会計)

本会の活動は、会員が納付する会費をもって支弁する。

1. 会員は、会費を負担することを原則とする。
2. 会員は、会費1世帯あたり1ヶ月300円とする。ただし、集金方法は学校納入金に準ずる。
3. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
4. 年度途中の転出入者については、別途細則3に定める。

第2章 組織及び運営

第7条 (役員)

本会に次の役員をおく。

会 長	1名(父母)
副会長	2名(父母)
会 計	3名(父母2、教職員1)
書 記	3名(父母2、教職員1)

1. 役員の任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
役員に欠員が生じた場合は、補充しなければならない。
補充により選出された役員の任期は、前任者の残余期間とする。
2. 役員の任務は次のとおりである。
 - (1) 会長は、本会を代表し、総会・実行委員会・役員会を召集する。
また常任委員会を組織し、会の活動を推進する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理を務める。
 - (3) 会計は、総会が決定した会計予算に基づいて会計事務を行う。
 - (4) 書記は、会務を記録し整理する。
 - (5) 役員は、必要に応じて臨時役員会を開催する。
3. 役員の優遇措置として、経験者は以降、役員・常任委員(校外委員を除く)を※免除とする。
ただし、立候補を妨げない。
※在学中の兄弟分・受諾書記入時に出生している未就学児分

第8条 (機関)

本会に次の機関をおく。

総 会
実行委員会
常任委員会
特別委員会

第9条 (総会)

総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

1. 総会の成立定数は、会員世帯数の5分の1以上とする。
ただし、委任状を認める。
2. 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
ただし、1世帯1票とする。
3. 定例総会は、年度内に次の2回とし、その他に会長または会員世帯数の10分の1以上要求があった場合、臨時総会を開催することができる。

年度当初総会:4月～5月 事業計画・予算審議等

年度末総会:2月～3月 事業報告・会計決算報告

次年度役員・会計監査委員選任等

第10条 (実行委員会)

実行委員会は、役員・各常任委員会の代表および校長・副校長をもって構成する。

1. 実行委員会の任務は、次のとおりである。
 - (1) 総会に次ぐ議決機関とし、会務を執行する。
 - (2) 各常任委員会の活動計画について連絡調整し、執行を推進する。
 - (3) 年度事業計画案および会計予算案を作成し、総会の承認を得る。
 - (4) 総会を運営し、提案や報告を行う。

(5) 必要に応じて、特別委員会を組織することができる。

(6) 役員・委員に欠員を生じた場合、その補充について協議し、会務執行に支障のないよう措置する。

2. 必要のある場合は、構成員以外の者の出席を招請することができる。

第11条（常任委員会）

本会に次の常任委員会をおき、主として、次の活動を行う。

各常任委員会の構成方法等は、別途細則1に定める。

・学年学級委員会

学級 PTA・学年 PTA の推進と調整を図るとともに、会員の資質の向上を図る。

・保健給食委員会

児童および会員の健康生活の向上を図る。また学校給食への理解を通して、食生活への関心を高める。

・広報委員会

会報を定期的に発刊するとともに、各般の広報活動に当たる。

・校外指導委員会

児童の安全かつ健全な地域郊外生活の向上を図る。

第12条（会計監査委員）

本会の経理を監査するため、会計監査委員を2名おく。

1. 会計監査委員は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

2. 会計監査委員は、役員を選任に準ずる。

第13条（役員ならびに会計監査委員候補者推薦委員会）

本会は、年度末総会以前に、「役員ならびに会計監査委員候補者推薦委員会」（以下、推薦委員という）を構成する。

1. 推薦委員会は、次年度の役員ならびに会計監査委員の候補者を推薦し、候補者 同意を得て会員に公示し、総会で承認するまでの任務を行う。

2. 任務完了後はその任を解き、推薦委員会は解散するものとする。

3. 推薦委員会の構成方法およびその任務遂行上の基準は、別途細則2に定める。

第14条（会合への出席）

役員ならびに校長・副校長は、本会のすべての会合に出席することができる。

第3章 規約の運用・改正

第15条（規約の運用）

この規約を運用するため、細則または内規を設定することができる。

1. 細則または内規の設定、更改は、実行委員会の議を経て決定し、必要に応じて総会または文書による告示をもって足りることとする。

2. 第13条にかかわる細則は、本規約に準じて扱うものとする。

第16条（改正）

この規約は、総会において3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、会員1世帯1票とする。

第5章 付 則

第17条（施 行）

この規約は、昭和58年4月1日より施行する。

一部改正 平成3年4月1日より施行する。

一部改正 平成8年4月1日より施行する。

一部改正 平成15年4月1日より施行する。

一部改正 平成17年9月2日より施行する。

一部改正 平成20年4月1日より施行する。

一部改正 平成20年5月28日より施行する。

一部改正 平成26年2月25日より施行する。

一部改正 令和2年2月21日より施行する。

細則1

学年学級委員会・保健給食委員会・広報委員会・校外指導委員会(以下「各常任委員会」と記す)の構成と選出方法等に関する細則

[1] 常任委員会の構成は、次のとおりとする。

1. (1) 学年学級委員会 各学級に1名
- (2) 保健給食委員会 各学級に1名
- (3) 広報委員会 各学級に1名
- (4) 校外指導委員会 各地区より地区長1名

2. 削除

3. 各常任委員会は、委員長・副委員長を1名ずつおく。

4. 各常任委員に欠員が生じた場合は、補充しなければならない。補充により選出された委員の任期は、前任者の残余期間とする。

[2] 学年学級委員会・保健給食委員会・広報委員会の各委員の選出について

1. 各委員は、各学級の PTA 会員の中から互選、または推薦により3名を選出する。
2. 上記の方法で選出できなかった場合は、次の2つの方法により各委員を選出する。

【1】会長の判断により該当学年の中より選出することができる。

【2】児童1人に対し1回、委員を引き受けたことがない保護者を優先して選出する。

その基礎資料として、「委員選出調査票」(以下「調査票」と記す)を作成・保管する。

(1) 「調査票」の記入項目

- ① 児童名
- ② 入学・転入学年度
- ③ 保護者氏名
- ④ 自宅電話番号
- ⑤ 学年一組
- ⑥ 常任委員ができると予想される学年に○
- ⑦ 今までに行った委員名および役職名
- ⑧ 本部印※

※年度末、活動を行った委員の「調査票」に対し本部が押印を行う。

ただし、任期を通して活動が皆無の委員についてはこの限りではない。

(2) 「調査票」の記入は、児童が横浜市立上矢部小学校に入学・転入したときおよび新学年に進級したときにする。

(3) 「調査票」の破棄は、児童が横浜市立上矢部小学校を卒業または転出したときにする。

(4) 「調査票」の保管は、PTA本部がする。

3. 選出された3名が、話し合いにより担当する委員会を決定する。

4. 委員選出の時に欠席されても、委員に選出されることもある。

[3] 校外指導委員会の委員選出について

1. 校外指導委員会の地区長・副地区長は、各地区の連絡員の中より1名ずつ選出する。
2. 校外指導委員は、「調査票」に記入できる。

[4] 削除

[5] 学年学級委員会・保健給食委員会・広報委員会の委員長・副委員長の選出について

1. 学年学級委員会・保健給食委員会・広報委員会の委員長・副委員長は、各委員会の委員の中から互選または推薦により選出する。
2. 委員長・副委員長経験者は、以降委員となった場合も6年間委員長・副委員長選出の対象としない。ただし、立候補を妨げない。

[6] 校外指導委員会の委員長・副委員長の選出について

1. 地区毎の順番制により選出する。
2. 削除

[7] 付則

1. この細則は、平成6年度常任委員の選出より施行する。
2. 一部改正 平成7年度常任委員の選出より施行する。
3. 一部改正 平成8年度常任委員の選出より施行する。
4. 一部改正 平成9年度常任委員の選出より施行する。
5. 一部改正 平成11年度常任委員の選出より施行する。
6. 一部改正 平成18年度常任委員の選出より施行する。
7. 一部改正 平成20年度常任委員の選出より施行する。
8. 一部改正 平成22年度常任委員の選出より施行する。
9. 一部改正 平成25年度常任委員の選出より施行する。
10. 一部改正 平成30年度常任委員の選出より施行する。
11. 一部改正 令和3年度常任委員の選出より施行する。
12. 一部改正 令和5年度常任委員の選出より施行する。

細則2

役員ならびに会計監査候補者推薦委員会の構成方法等に関する細則

役員ならびに会計監査委員を公平かつ能率的に選任するため、この細則を設定する。

(1) 推薦委員会の構成等は、つぎのとおりである。

地 区 代 表 各1名 副地区長が兼任する。

実行委員代表 2名 実行委員中より互選

教 職 員 代 表 2名 学校長に一任

(2) 上記選出委員の協議により、委員長1名、副委員長若干名(単数も可)を定め、推薦の任務にあたるものとする。すべての副地区長は、「調査票」に記入できる。

(3) 推薦委員会が構成された場合は、直ちに全会員に告示しなければならない。

(4) 会員は、次年度会員の中より推薦委員会に適任者を推薦することができる。

(5) 推薦委員会は協議の上、役員候補者、会計監査委員候補者を推薦し、本人に直接内諾を得たのち年度末総会以前に文書をもって全会員に告示する。

(6) 年度末総会において、出席者の過半数の承認、または高得票者をもって決する。

(7) 投票を行う場合は、推薦委員会が選挙の管理に当たる。

(8) 推薦委員会は協議内容等を、みだりに漏洩してはならない。

(9) 付則

1. この細則2は、平成6年度推薦委員の選出より施行する。

2. 一部改正 平成20年度推薦委員会の選出より施行する。

3. 一部改正 平成22年度推薦委員会の選出より施行する。

4. 一部改正 平成26年度推薦委員会の選出より施行する。

細則3

年度途中の転出入者の会費に関する細則

- (1) 年度途中の転出入者の会費は、月額を在籍する月数分支払う。
- (2) 月途中での転出入者の会費は、15日を基準に以下の通り精算する。

転出		—(前月分まで)—————				—(当月分まで)—————	
(日)		1		15	16		31

転入		—(当月分から)—————				—(翌月分から)—————	
----	--	---------------	--	--	--	---------------	--

- 〈例〉 9月13日に転出した Aさんは、8月分までの会費を支払う。
9月16日に転出した Bさんは、9月分までの会費を支払う。
9月13日に転入した Cさんは、9月分から会費を支払う。
9月16日に転入した Dさんは、10月分から会費を支払う。

(3)付則

1. この細則3は、平成17年9月2日より施行する。
2. 一部改正 平成25年2月25日より施行する。

上矢部小学校 PTA 慶弔規約

上矢部小学校 PTA 規約第3章の15条の1項により規約を設定する。

1. 死亡弔意について

- (1) 会員(父母・教職員)が死亡した場合は、20,000円を贈る。
- (2) 児童が死亡した場合も(1)と同様とする。
- (3) 教職員の配偶者ならびに実義父母が死亡した場合は10,000円を贈る。(同・別居を問わない)
- (4) 役員(三役・会計監査委員)の実義父母が死亡した場合も(3)と同様とする。

2. 見舞いについて

- (1) 会員が PTA 活動または教育活動により、怪我あるいは病気をし、長期療養を要する場合は、役員協議のうえ、5,000円の見舞金を贈る。(長期とは1ヶ月程度をいう)
- (2) 児童が怪我あるいは病気により長期療養を要し、登校不能の場合は、5,000円程度の見舞い品を贈る。(長期とは(1)に同じ)

3. 転退職(任)について

- (1) 教職員が転退職(任)した場合は、花束を贈る。
- (2) 役員(三役・会計監査委員)および各常任委員会の正・副委員長には年度末総会に記念品を贈る。

4. 表彰祝いについて

- (1) 役員(三役・会計監査委員)および教職員が PTA 活動あるいは、教育活動により(準)公共機関・団体より表彰された場合は、5,000円または同程度の記念品を贈る。

5. 上記のほか特別の場合が生じたときは、役員協議にて決める。

6. 付 則

- (1) この規約は、昭和63年4月1日より適用する。
- (2) 一部改正は、平成5年5月12日より適用する。
- (3) 一部改正は、平成8年4月1日より適用する。
- (4) 一部改正は、平成15年4月1日より適用する。
- (5) 一部改正は、平成17年9月2日より適用する。
- (6) 一部改正は、平成20年4月1日より適用する。